

立憲主義者梁啓超の誕生

藤 井 隆*

はじめに

近代中国における立憲思想の受容・展開の出発点を、戊戌変法期ではなく義和団事件後の清朝の「新政」期に求めることは今や通説となりつつあるといつてよい。戊戌期の変法論を立憲思想の受容と見なすことができないのは、当時の変法論が欧米諸国の富強の根本を政治制度のありかたに見出すなかで「憲法」の存在に言及してはいるものの、そこに近代立憲主義的理解が欠けていることによる。この点を詳細に論じているのは佐々木揚の諸論文である¹⁾。

佐々木は日本亡命後の梁啓超が加藤弘之やブルンチュリの政治学・国法学を吸収するなかで、加藤弘之の「各国憲法の異同」を中国語に翻訳し、さらに梁自身の「立憲法議」の発表によって、立憲主義理解が進展したことを指摘するが、そのさい、「立憲法議」には三権分立への言及がなく、また立法権についての議論が含まれていないことにも注意を促している。筆者は梁啓超の初期立憲主義を理解する上においては、「立憲法議」をその半年後の「論立法権」「論政府与人民之権限」と合わせて読むことが重要であると考えている。1901年のこの時期、梁啓超は政体論の研究と並行して、人間の自己利益追求の肯定や、現在を過渡時代と捉える視点の強調、そして何よりも「公德」論を基盤とする国民改造に関する議論を進めていたの

* 広島修道大学

1) 佐々木揚「清末の「憲法」——日清戦争前後——」（『九州大学東洋史論叢』31号2003年所収）、同「戊戌変法期の「憲法」」（『東洋学報』88巻2号2006年所収）、同「康有為と梁啓超の憲法観——戊戌前後から義和団事件後まで——」（『経済史研究』16巻2013年）

であるが、立憲政体についての理解はそれらの議論を取り入れつつ上記の三つの論説によって一応の形が出来上がったと見ることができる。本稿は、この三つの論説をやや詳細にたどることにより、梁啓超の初期立憲政体観ともいべきものを浮き彫りにしたいと考えている。

第1節 「立憲政体」との出会い 「立憲法議」

梁啓超は、1898年末の日本亡命以前、康有為のもとで学んだ儒学今文学の歴史論を受容することによって、国家の政治体制が君政から民政に移行するのは必然であるという議論を展開していた²⁾。しかしそれは変法（制度改革）を正当化するための主張であって、孔子の権威に訴えるほかには十分な根拠をそなえたものではなかった。また厳復を通じて、モナーキー、アリトクラシー、デモクラシーといった政体名称を受容すると、中国においてデモクラシーを行うことが可能であることの根拠として、過去に中国でデモクラシーが行われていた時代があったなどと主張し、厳復からの批判を受けたこともあった³⁾。

このような素朴な政治制度認識をもって、戊戌政変後に清朝から逃れて日本へ亡命した梁は、新たな知の天地で国家学、政治学、国法学に関するさまざまな文献に触れることとなった。そして1901年6月、梁はみずから主筆を担当する雑誌『清議報』上に、「君主立憲政体が最良の政体である」という主張を含む「立憲法議」を掲載した。以下に見るように、この「立憲法義」なる一文は20世紀初頭の中国における立憲思想受容の一つのメルクマールといえることができる。

「立憲法義」以前、中国において変法を主張する知識人の政体論といえは、世界中の国家を「君主の国」、「民主の国」、「君民共主の国」に分類し、中国は君民共主の国となるべきであると主張するのが一般的であった。そのための改革の一つの焦点として、民情を知る者が君とともに統治に関与

2) 「論君政民政相嬗之理」『時務報』41冊、1897年10月6日

3) 「与嚴幼陵先生書」1897年春

するためには、君と民の「上下の情」を通ずる組織としての議院を開設することが必要であるということが唱えられていた。そこで論じられる「議院」は、おおむね君主の諮問組織にすぎず、その構成員をどのように決定するのか（「民選議員」はどのように選ばれるか）、また立法権にあずかる機関であるか否か、などについてはほとんど論じられることはなかった。

そのなかで梁啓超の「立憲法義」の主張はこれまでの“変法派”の政体議論を大きく前進させる内容をもったものである。梁自身は「立憲法義」執筆以前、日本亡命の約半年後の1899年春からブルンチュリ『国家論』の中国語訳の一部を『清議報』に掲載し（第11冊から第31冊まで断続的に掲載）、また『清議報』第12、13冊に加藤弘之の「各国憲法の異同」⁴⁾の中国語訳を「各国憲法異同論」として掲載するなど、立憲政体についての知識を次々と吸収つつあった。こうした19世紀欧米の国家論・国家学の議論をふまえたうえで、立憲政体とはいかなる政体であるかということをも中国の読者に紹介するという形でまとめたのが「立憲法義」なのである⁵⁾。

この「立憲法義」の記述のなかでとくに注目すべき点を以下に挙げる。

1) 専制政体と立憲政体との区分を君主の有無よりも重視すること

先にも述べたように、19世紀半ば以降、海外の政治に関する情報に接した中国知識人たちのあいだでは、国家を君主の国、民主の国、君民共主の国という3つに分類することが広く行われていた。梁啓超はこの区分名称を廃して、国を君主の国と民主の国に分類したうえで、民主の国の政体を民主立憲政体と呼び、君主の国を政体の違いによって君主専制政体、と君主立憲政体に分割する。これは加藤弘之の分類にならったもの（ブルン

4) 「各国憲法の異同」の初出は『東京学士会院雑誌』第十七編之五（1895年）、のちに『加藤弘之講演全集第二冊』（丸善1900年）に収録。

5) 「立憲法義」は『清議報』第81冊（1901年6月7日）に掲載されているが、本文の前に以下の断り書きがある。「内地の志士の某君が平易な論説を著すことを勧めてくれた。頑固で古い頭の人びとにあまり刺激を与えずとも、読後に悟るところがあればいいとのこと。私はこの言をよしとしてこの一篇を記した。とりあえず記したままであり、けっして高尚な議論ではなく、識者諸子に問いただすようなものではない。作者識」

チュリなら民主専制を入れたらう)であるが⁶⁾、この政体区分の意味するところは大きい。

この分類では、統治権力の所有者(君か民か)による区分よりも、立憲政体と専制政体という政体⁷⁾における違いに重点を置いている。すなわち君主国と民主国の区別よりも、専制政体と立憲政体の区別のほうが本質的な区分だとみなされているのである⁸⁾。いいかえれば君主の有無の違いよりも憲法の有無の違いを重視すべきであると宣言しているのだ。それはなぜか? 梁は、立憲政体に不可欠の憲法は一国の「君主、官吏、人民を問わずみな共を守るものであって、国家の一切の法度の根源」⁹⁾であるとす。つまり、君主は国家の所有者ではなく国家の一員にすぎないゆえに、国家の法の根源たる憲法は君主をも拘束するというを明言しているのである。かかる憲法のない国家は君主権を縛る根拠がなく、専制政体と呼ばれることになる。

2) 立憲政体の本質は君権を限ること

上述のように立憲政体とは、「国家の一切の法の根源」である憲法を制定し、その憲法を「君主、官吏、人民が共に守る政体」¹⁰⁾であるが、この立憲政体が望ましい政体である所以について梁啓超は、権力に制限を課すことにみる。

6) 加藤弘之の政体分類は『鄰草』以来その名称に変遷があるが、たとえば、梁啓超が訳した「各国憲法の異同」では政体をまず君主国と共和国に大別し(梁の訳語も同じ)、さらに君主国を独裁国(梁の訳語は“専制君主”)と立憲国(同じく“立憲君主”)に二分している。

7) 梁は「政体」についてここでは「一定の政治を採用して国民を治めることを政体という」と規定している。おそらく、法制度ではなく権力をめぐる統治・政治の活動のあり方によって政体が決定されるということを述べているものと思われる。

8) ブルンチュリ『国家論』にも同様の議論がある。

9) 「立憲法義」『清議報』第81冊

10) 同上

立憲政体はまた「有限の権の政体」ともいい、専制政体は「無限の権の政体」ともいう。有限の権とは、君には君の権があり権に限りがあり、官には官の権があり権に限りがあり、民には民の権があり権に限りがあることである¹¹⁾。

かつて加藤弘之が『国体新論』のなかで君主立憲政体を「君権有限政体」ともいい、ロシアのようにいまだ立憲政体に移行していない国家を「君権無限の政体」と称していたように¹²⁾、立憲政体の特質を権力の制限の有無と捉えるのは日本の当時の国法学、政治学では一般的なことであった。梁啓超は中国の読者のなかには、「君が臣民の権を制限することはあっても、臣民が君の権を制限するとは大逆不道だ」と騒ぎ立てるものが少なくないことを想定して、君権を制限するのは臣民ではなく、憲法であること、また中国においても天と祖先が君権を制限するという観念は存在していたのだが、憲法がなかったために君権を制限する方法を見出せなかったのだと論じることにより、中国で立憲政体を採用することは可能であるばかりか、伝統的な統治観にも沿うものであると主張する。

これまでの中国の諸王朝が“一治一乱”を繰り返してきたのは、それら王朝がみな専制政体で、君権に制限がないために、君主や官吏の権限が増大して人民の権を抑圧したことによって起こったものであり、憲法を制定し、君、官、民の権の限界を定めることができるならば、「永遠に乱の萌芽を絶つ」¹³⁾ことができる。さらに、選挙で民の主を選ぶ民主立憲政体が、選挙という激烈な競争によって定期的に国家が不安定となるのに比して、君主立憲政体の方が安定的であり、そのゆえに、君主立憲政体が最良の政体であると主張する。

11) 同上

12) 加藤弘之『国体新論』(1875年)(植手通有編『中公バックス 日本の名著34 西周 加藤弘之』中央公論社1984年、所収) 396、397頁

13) 「立憲法義」『清議報』第81冊

3) 君主と官吏に憲法を守らせるためには民権が必要であること

梁がこの「立憲法議」の中で「我々は10年来民権を主唱してきた」¹⁴⁾と述べているのは留保が必要であるが、梁はここで民権の意義を次のように述べている。

各国の憲法が君と官の権限を明らかにし、さらに必ず民の権限を明らかにしているのはなぜか？ 民権とは憲法を擁護し、憲法を損なわないためにあるのだ。……もし民権がなければ、どんなに素晴らしく美しい憲法があったとしても一片の空文にすぎない¹⁵⁾。

梁はたとえばこれより2年前に発表した「愛国論・論民権」¹⁶⁾においても、強大な君権に対峙する民権を強化することの重要性を説いていたが、この「立憲法義」においては君民の政治的力の均衡をもたらすことが必要であるというのではなく、立憲政体という安定的な政体を擁護するために民権が不可欠であるという認識を獲得しているのである。また、「君権」と「君主」との概念の違いについても「愛国論・論民権」の議論をくり返しており（「民権論者は君主を仇敵視している」との政府当局者の認識は誤っていること）、民権の伸長は君主国を転覆させるのではなく、むしろ君主国を安定させるということ、英国や日本を例にあげて強調している。

ただし、この時点の梁には国家の存在意義や政府の存在目的についての明確な認識がなく、その根底には梁が個人の自由権の先天的存在（自然権論、天賦人権論）にコミットしてはいないために、国家における政治を君権と民権の対立と闘争という面から一面的にとらえ、政府が国の乱れをもたらさないうことをもっぱら重視していることは、この時の彼の立憲政体観のひとつの弱点を示しているといえる。

14) 同上

15) 同上

16) 「愛国論・論民権」『清議報』第22冊、1899年7月

伊藤博文が大日本帝国憲法の草案を審議する枢密院会議において、「抑憲法を創設するの精神は、第一君権を制限し、第二臣民の権利を保護するにあ¹⁷⁾」ると述べたのが、いわゆる近代立憲主義の本質に触れているものだとすると、梁啓超の初発の立憲政体観においては、もっぱら君・官・民の権を制限することに重点が置かれており、権限を定めることの意味あるいは目的については必ずしも十分な認識がなかったことは注意されてよい。

4) 地球上のすべての国が立憲化することは理勢¹⁸⁾のしからしめるところであること

「立憲主義」において梁は地球上のすべての国家が専制政体から立憲政体に移行するのが必然であると論じている。前述のように梁はかつて「三世六別」説とも称される政体移行説を唱えていたが、そこでは政体が遷移する要因やメカニズムについての議論はほとんどなされていなかった。それに対し、「立憲主義」における普遍的立憲政体化論には、その根拠についての一定の議論が含まれている。

さて今日の世界は実に専制、立憲の両政体の新陳代謝の時である。公理によれば、およそ反比例する二種の事物が移り変わる時には必ず争いがおこる。争えば旧いものが必ず敗れ新しいものが必ず勝利する。ゆえに地球上の各国は必ずすべて立憲に帰着して終わるのである。これは理勢の必然である。人力によって理勢に対抗するのは、石に向かって卵を投げつけ、蜚蜮が樹木を揺らそうとするようなものであり、身のほど知らずというべきである¹⁹⁾。

ここでは、「公理」「理勢」などの概念を持ち出してはいるが、結局のところ

17) 稲田正次『明治憲法成立史 下巻』有斐閣1962年、629頁

18) 理勢という概念はこの頃の梁の文章でしばしば現れる。それは「理」すなわち道理と「勢」すなわち現実の情勢の両者があいまって、ある現象がいわば必然的に生じるということを表現するための用語として使用されている。

19) 「立憲主義」『清議報』第81冊

る旧物が新物にとってかわられるのが「公理」だといっているに過ぎないが、梁はそのうえで理論ではなく歴史的事実を検討することにより立憲化の普及を確認するという方法を付け加えている。すなわちここ百年の世界各国の歴史を見れば、①専制国の君主が立憲化を選択した国、②君主が立憲化を拒否した結果として民が民主立憲国を建てた国、③民の立憲化要求を君が拒否したが民に力がなく、テロリズムが横行している国、④君民ともに立憲化の利点を理解せず、他国に滅ぼされる国、の4つのパターンのいずれかの道をたどっているとす。つまり、立憲化した国は君主立憲であれ民主立憲であれ、国民統合が強化されることで強大化することにより生存を維持するが、立憲化に失敗する国は国民統合がなされず、自ら滅ぶか他国に滅ぼされるかの道をたどることになり、地球上に存在するすべての国家の立憲化が完成するというのである。素朴な闘争史観、あるいは優勝劣敗の議論にすぎないが、実証的な議論の導入を試みているという点で、三世説よりも説得性を強化する意図を見ることができる。

このような立憲化のパターン分類をしたうえで、梁は西方の立憲化はすでに決着しており、今やその風潮が東土を席卷しているとみなして、「中国の立憲の時機はすでに到来している」と断言する。その理由として、近年の当局者が教育の整備の重要性を認識し、学校が増えることで学生たちが西洋の富強の要因を知り、彼らは第一になすべきことは立憲化であるということ理解するからである、と清朝の「新政」がみずから立憲化への道をつくっているのだと述べる。

5) 立憲化のための移行プログラムを提示していること

この時期の梁啓超は、いかなる事業であれ、それを実現するためにはまず原因をつくることが不可欠であるという、いわゆる「遠因」の重要性をしばしば指摘している。立憲政体の樹立という事業においても例外ではない。日本では明治初年から憲法公布までおよそ20年の準備期間が必要であった。それを考えれば、中国の立憲化には「最速でも10年から15年」が必要であるとする。それまでのあいだは立憲のための「予備」の期間であ

り、その間になすべきことのリストを以下のように示している。

1. 皇帝が詔勅を下し、君主立憲政体を樹立することを宣言する。
2. 重臣三人を欧州各国、アメリカ、日本に一年間派遣して各国の憲法の異同得失を検討させ、取捨選択をおこなう。そのさい学識ある通訳十数人を帯同させ、必要に応じて現地の識者を招聘し、その国の法律を研究させる。
3. 派遣された重臣が帰国した後、宮中に立法局を開設し、随時皇帝に報告しつつ憲法草案を作成する。
4. 各国の憲法および憲法を解説する名著を立法局で翻訳し天下に頒布する。これにより国民がみな憲法の由来を知り、学識を得て、もって君主を支援することができる。
5. 憲法草稿が完成したらまず官報局に頒布し全国の士民に議論させ、5年から10年をかけて修正し制定する。憲法確定後は、全国民の投票を経ずして改正できないものとする。
6. 政体確定の詔勅を發布してから20年後を憲法施行の時とする。

清朝が5人の出洋考察政治大臣を世界各国に派遣する上諭を發布したのが1905年7月16日で、予備立憲の上諭の發布は翌1906年9月である。梁のこの工程表はその後の梁自身の立憲化構想の原型となっており、これが清朝政府内の立憲化推進派にながしかの影響を与えていると見ることも可能である。しかし立法局の作成した憲法条文案を「全国の士民」に議論させ、5年から10年かけて条文を確定するという梁の主張は清朝政府に受け入れられるべくもなく、清朝は明治日本と同様、多くは密室の中で立憲化に向けた諸制度の制定を進めることとなる。

立憲政体の精神を権力の制限であると捉え、自然権思想を必ずしも承認していない——むしろ加藤弘之の強権論に親近感を抱いている——梁が、「国家の一切の法度の根源」である憲法は国民の議論を経ずして確定してはならない、という点を強く主張していることはきわめて特徴的なことであ

る。個人の前国家的自由権の保障を書き込むことを憲法の条件の一つとしないにもかかわらず、憲法の確定には国民の中の「士民」の意思が反映されなければならないというときの「士民」とはおそらく国民の中のミドルクラス（中流社会）を想定していたものと思われる。

いずれにせよ、「立憲法議」において立憲政体の本質は権限の確定にあるとしていることは、梁啓超の立憲政体受容の初期段階の大きな特徴といえる。このような梁の初期立憲政体観は彼の利己心肯定論の受容と大きく関係していると思われる。というのも彼が「立憲法議」を著した時期はまさに人間が自己利益を追求する心を有することを積極的に肯定し、それを前提として国民形成をおこなうことにより「国民競争」²⁰⁾に勝ち亡国を回避するという道を模索していた時期なのである。

具体的に見ていくと、「立憲法議」が掲載されたのは『清議報』第81冊（1901年6月7日）であるが、その2冊前の『清議報』第79冊（1901年5月18日）に掲載された「中国積弱遡源論」では「天下の人のうち誰が己を愛さないだろうか？ 誰が己の利を思わないだろうか？ 愛己や利己は聖人の禁じるものではない」と述べつつ、自己の小我を大我へと拡大することによって利己から利他が生じるという²¹⁾。また『清議報』第84冊掲載の「十種徳性相反相成義」では「天下のすべての道徳法律は利己からつくられた」²²⁾と、明らかに加藤弘之の議論を参照することによって利己心と法形成とを結びつける。このような自己利益追求を前提とする政体論は次に見る「論立法権」にも受けつがれる。

第2節 立法権の独立と権力分立論 「論立法権」

「立憲法義」で立憲政体の根本を「根源的法によって権を限ること」と捉

20) 「国家競争」と「国民競争」の違いについては、「論近世国民競争之大勢与及中国之前途」『清議報』第30冊（1899年10月15日）参照。

21) 『清議報』第79冊（1901年5月18日）

22) 『清議報』第84冊（1901年7月6日）

えた梁啓超が、それを制度においていかに具体化するかという点で議論を深めたテキストが「論立法権」「論政府与人民之権限」である。それぞれ『新民叢報』の第2号、第3号に掲載された。両論説はともに「国家は人格である」という規定から議論を説き起こしている。前者では、国家は人格であるゆえに国家には意思と行為があり、国家の意思は立法、国家の行為は行政である、したがって国家には独立した立法部が不可欠であると議論を進める。つまり、ここでは国家が法人であるという命題を国家有機体説に結びつけて用いている。一方後者では、国家は政府と人民によって構成されるが、政府が人民に所有されるのでも人民が政府に所有されるのでもなく、政府と人民の上に人格としての国家が存在している、と国家が人格であるということを国家主権論の議論に結びつけ、事実上国家法人説により人民主権論と絶対主義政権をとともに退ける議論をなぞる形になっている。国家主権については、梁は政体論や国家目的論とともに前述した1899年に『清議報』に掲載されたブルンチュリの「国家論」で一定の理解をもっていたのである。

「論立法権」は3節に分かれ、まず第1節で国家には独立した立法部が不可欠であることを述べる。彼は、ヨーロッパの政治が中国の政治に優越していることの本原は立法部が早期に発達したことにあるとする。古代ギリシア・ローマに淵源し、議院の定着にいたるヨーロッパ諸国の立法組織の沿革を概観したうえで、梁は次のように述べる。

18世紀以来、各国は（それぞれの立法機関を）相互に受容・模倣し、立法行為こそが政治上の第一の要となり、国家の盛衰強弱は立法部によって決することとなった。立法権の帰属や広狭は各国それぞれ異なるが、立法が立国の大本で根本であるということについては、いずれ

の国でも上は君相から下は国民まで皆が理解している²³⁾。

ヨーロッパ諸国とは異なり、中国では独立した立法機関が設置されてこなかった。これは荀子の「治人ありて治法なし」という主張のもたらした過ちであり、独立の立法部が不在であるゆえに、内外の情勢変化に対応した法改正が行われず、「近年以来わが中国では変法の議が何度も興っているが、みな効果が見られなかったのは立法部がないことによる」²⁴⁾という。

第2節では立法権と行政権が独立すべきことを、国家人格説によって示したのち、「立法、行政の二権が同一の人または部に帰属するならば、国人の自由権は決して守れない」というモンテスキューの権力分立論の議論を紹介する²⁵⁾。また、中国と西洋の官制を以下のように対照させている。中国の官制ではそれぞれの地位の職務権限が明確でないため、権限のあいまいな役人どうしが互いに牽制し合い、また責任を押しつけあう。それに対して西洋では行政の職務ごとに全権をもつ専任者が一人存在し、その職務の結果の功罪はすべてその役人が負うこととなり、これを責任ある政府という、と。

梁啓超によれば、中国では独立した立法部すら置かれなかったゆえに、権力分立（分権）という考え自体が生まれることはなかったのである。権力の分立とは権が互いに均衡しているところに行われるのであって、立法部が政府に設置されるような中国においては、立法部はあっても立法権があるとは言えない。ゆえに立法権を確立し重視することこそが今日の新し

23) 「論立法権」『新民叢報』第2号（1902年）

24) 同上

25) 梁は『清議報』第32冊（1899年12月13日）の「飲水室自由書」で「蒙的士鳩（モンテスキュー）之学説」という一文を載せている。そこでの記述は大部分が中江兆民の『理学沿革史』（アルフレッド・フィエ『哲学史』の翻訳）にもとづいているが、権力分立論については触れられていない。それから2年後のこの「論立法権」では『理学沿革史』から権力分立論の部分を引用しており、『新民叢報』3、4号に掲載された「法理学大家孟德斯鳩（モンテスキュー）之学説」ではさらに詳しく『理学沿革史』のモンテスキューの権力分立論を引用している。

い政治に必要なことなのである、と強調する。

ここで梁が中国と近代西洋の政治制度を比較しつつ、権力の「分立」とは独立する二者の権が均衡していることを前提とすると述べていることは注目に値する。それは、権を限るということは、力の強弱によって一方が他方の権を一方的に制限することによって行われるものではなく、独立した権を有する二者が両者の権をともに制限することにより均衡を維持するものであり、しかもそれは力の強弱によって結果的に決定されるもの²⁶⁾ではなく、現実の諸条件に応じて人為的に決定されるものではないということまで含意しているのである。この点においてここでの梁の「権限」の認識は、かつてのスペンサー的な「自由の界」論とは異なり²⁷⁾、立法という人為の作用の重要性を組み込んだものとなっている。

「論立法権」の中で最も重要なのは第3節である。ここに梁の当時の政治制度論、いやむしろ立憲政体観が、彼の人性論や公私観を交えて集約的に表現されている。

さきにも見たようにモンテスキューの権力分立論は、立法権者や行政権者が自己の利益を優先する傾向があることを前提としている。立法権の独立の必要性の根拠としてモンテスキューの権力分立論をあげるということは、その前提として一般的に——君、臣（官吏）、民のいずれにおいてであれ——自己利益追求の傾向をもっていることを肯定することを意味²⁸⁾、この第3節では自己利益追求の肯定を出発点としてベンサム「最大多数の最大幸福」論を援用しつつ立法権の帰属先を議論し、最終的に立法権を国民に与えることが、公益にとっても、君主の私利にとっても不可欠であ

26) 「人為は理勢に抗せない」とは、この時期の梁がしばしば使用する文句であるが、梁にとっては、理勢に順ずる方向で人為を作動させることが重要なのである。

27) 梁啓超の「自由の界」の議論については、拙稿「梁啓超の〈自由〉観再考」『中国哲学研究』24号、2009年参照。

28) 梁啓超が自己利益追求の肯定を積極的に主張するにいたるには一定の過程があったが、「中国積弱溯源論」がその一つのメルクマールとなっていることについては、拙稿「変法による自強から合群による自存へ——梁啓超「合群論」成立までの一側面——」『修道法学』43巻1号2020年参照。

るという議論を展開する。その理路を少し詳しくたどるために、以下に第3節の主要部分を要約する。

立法権は分離されねばならないことが明らかになった。ではこの立法権は誰に帰属すべきか、一人にか衆人にか、官吏にか人民にか、多数にか少数にか。この問題は政治学理論によって説明しなければならない。ベンサムは、政治は最大多数の最大幸福の追求を目的とすべきであると述べ、この説は多くの政治学者の依拠するところとなっている。

これまで見てきたように、立法こそが政治の本原である。ゆえに国民が幸福を得ることができるか否か、幸福を得る者が多数か否かはみな立法で決まる。そもそも利己は人の性であるから、立法権を持つ者は必ず己に有利な法をつくる。これは理勢の免れないところである。それゆえ、一人に立法権を握らせたならその立法者がつくる法はかならず一人を利する。もし衆人に立法権を握らせたなら、彼らのつくる法は必ず衆人を利する。官吏と人民、少数と多数の対比においても同様である。ここにおいては公私によって善悪を論じることはできない。すなわち、一人の自利はもとより私であるが、たとえ衆人の自利であってもまた私であることにかわりはない。しかし善悪における相異は明白である。最大多数の最大幸福が政治の目的であるならば、衆人の利は一人の利よりも重く、人民の利は官吏の利よりも重く、多数の利は少数の利よりも重いことは、全く明白である。

これに続けて梁は、専制国家（野蛮国）と立憲国家（文明国）との立法の現実を例としつつ上述の議論を以下のように補強する。

政府批判を罰する法をつくるのは専制君主であり、夫の立場が妻よりも強いという法をつくるのは男である。奴隷を差別し、農奴を売買する法をつくるのは貴族であり、信教の自由を認めず祭司に特権を付与する法をつくるのは教会である。今日の文明の視点から見れば悪法にほかならないこ

これらの法も、つまるところは立法者の自己利益追求の現れにはかならない。すなわち今世のいわゆる文明の法、たとえば人民参政権、官吏就任権、言論、結社、出版、居住、信教など各種の自由権も立法者の自己利益追求の現れであることに変わりはない。一方が野蛮な法で他方が文明の法であることが明らかであるのは、前者の私利が（最大多数の最大幸福という）政治の目的に反しているのに対し、後者の私利が政治目的に合致しているからである。このように（今日の「文明」の基準にもとづくことにより）、今日の各「文明」国はこぞって立法権を多数の国民に帰属させているのである。

ここで梁が述べていることは極めて明白である。すなわち、立法者はつねに自己利益を増加させる法をつくるという事実と、文明的な政治は最大多数の最大幸福を目的とするという命題とから、今日の文明国において立法権を国民に帰属させるという結果が生じているのだと結論づけているのである。これは立法権を国民に帰属させることを擁護する（これは一種の国民主権論である）ために人性論における利己説を導入するという形になっている。このことは梁が、立憲政体論を正当化するためには儒学的性善説を括弧に入れておく必要があるということに自覚的であった、ということを示していると考えられる。

「論立法権」の第3節はさらに以下のように続く。すなわち、立法権は国民に帰属すべきだという主張に対する反論として、少数の賢君哲相が私利を忘れて多数国民の幸福を実現する政治をおこなうこともありうる、という議論に対して、梁は、賢君哲相が民に代わって謀ることが、民が自ら謀ることの周到さに及ばないことは確実であるから、千載一遇の賢君哲相を頼みにするよりも民が自分を頼りにするほうが良いことは明らかである、と答える。J・S・ミルにも由来するこの主張は、のちの一時期すなわち開明専制論を主張した際には否定されることになるが、立憲政体論を構築するには必要な前提であったのである。

さらにまた、梁が『清議報』時期に獲得した、国家を構成するのは国民に他ならない（“国は民を積みて成る”，“国は国民の公産である”）という主張もここで援用して「多数人が共にその私を謀れば，大公が出現する。多数人の私利の法を合わせれば公益の法となる」²⁹⁾と、述べている。ここでの公私は数量によって区分されており，ベンサムの最大多数の最大幸福原理を立法権に適用することによって，顧炎武の言う“天下の私を合して天下の公をなす”ことが現実のものとなることを含意しているといえることができる。

人の私利（自己利益追求）を前提として立法権の独立を論じてきた「論立法権」は，最後に多数人の自己利益追求のための選択としての立法権の国民への帰属が，国家本体の利益でもあり，またそれは君主の私利にもかなうとして，以下のように終えられる。

今日，国家意志の所在を求めるに国民を措いてどこにあるというのか。いわんや立法権を国民に与えても実際は君主の尊厳が損なわれることはない。英国と日本が明らかな証拠である。君主は国家によって尊厳を維持し，国家は国民の幸福によって幸福を得る。故に，今日の君主は公益を目的とするために国民に立法権を与えるべきであるのみならず，たとえ（君主の）私利を目的としても同じく国民に立法権を与えるべきであることは明らかである。もしそうしなければ，民はやがて必ず立法権は自分に帰属すべきであるということを知る日が来るだろう。それを知って自ら求めると，フランスルイ16世の轍を踏むことになる。恐ろしいことである。これが欧州や日本の賢明なる君主が汲々としてこれに努めようとする所以である。

29) 「論立法権」

第3節 政府の権を限る 「論政府与人民之権限」

前章で検討したように「立憲法議」において、梁は国家の意思の表れである立法こそが「政治上の第一の關鍵」,「立国の大本大原」であり,「国家の盛衰強弱」³⁰⁾を決するものであるゆえに、立法権の独立を確保し、さらにはその立法権を多数人民に帰属させることが必要であるとの主張を展開した。この「論立法権」は『新民叢報』の第2号に掲載されたのであるが、この第2号から『新民叢報』に「政治」欄が設けられ、その第一回目の論説が「論立法権」であった。そして続く『新民叢報』第3号の「政治」欄に掲載された論説が「論政府与人民之権限」である。このことから見てもこの両論説が密接な関係にあることが伺えるが、その内容から見てもこの二つの論説のつながりは明らかに見てとることができる。すなわち、「論立法権」で立法権を行政権（行法権）から独立させることを論じたのちに、「論政府与人民之権限」において行政権を握っている政府自身の権を縛ることを論じているのである。つまり独立した立法部を設置することにより立法権を一人の君主から多数の人民に移行させ、さらに行政権を司る政府の権限を抑制することによって、梁はこれまで君主が総覧していた統治権から立法権を剥ぎ取り、ついで統治権を実際に担っている政府の権限を制限することによって君主が自由に行使しうる統治権に制限をかけること、これこそが専制政体から立憲政体への移行の中心的課題であるという認識にもとづいてこれらの論説を發表しているのである。

「論政府与人民之権限」の主たるテーマは文字通り政府と人民の権限（権の限界）をいかに定めるべきかということにあるが、それを論ずる前提として梁は、まず政府と人民の関係を明確にするところから議論を起す。すなわち、政府と人民は国家を構成する要素であるが、政府と人民の上には人格としての国家が存在するのであり、その国家は「独一最高の主権を掌握」しているのだと、国家、政府、人民の関係を整理する。かつて梁の

30) いずれも「論立法権」第1節にある表現

民権論は、民権と君権の消長で歴史的变化を捉える視点から、近年の国民国家においては民権と国権がともに相まって強化されるという視点へと転換をとげたが³¹⁾、いまや国家を法人として捉えることによって、民権と相對するのは君権でも国権でもなく、政府の権であるという認識を持つこととなった（法人と機関との関係を明確に認識するのはもう少しのちのことである）。

政府と人民の権限を決定する基本的立場については、次のように論ずる。すなわち、政府と人民とは一方が他方を所有する関係にあるのではなく、両者の権限を適切に定めることが「完全至善の国家」を構築するために必要であるが³²⁾、これまで数千年間にわたり中国も含めた諸国家では政府が権限を濫用し人民の権利を侵害して国家が乱れ衰退した例が圧倒的に多かったことから、「本論の宗旨は政府の人民に対する権を限ることを主眼とし、人民の政府に対する権を限ることを従とする」という。

梁はルソーの社会契約論にもとづいて国家の成立原理は諸個人の契約にあるとし、そのうえで政府は人民に代わって群治（国家の統治・運営）に任ずるものであるゆえ、政府の義務と権利はこの原則に基づいて決せられるべきであるという³³⁾。さらに政府の目的は公益にあるとし、公益とは国家を発展させ、他国と競い合うことであり、言い換えれば、個人の力が及

31) 拙稿「民権論の転換——戊戌前後の梁啓超」（『広島修大論集』41巻1号、2000年）参照。

32) ここで梁の政府と人民の関係についての認識は主としてブルンチュエリの『国家論』、『国法汎論』やラートゲンの『国家学』等を通じて獲得された。特にブルンチュエリの『近代国家理論』にもとづく古代と近代の国家概念比較を含む論考「国家思想変遷異同論」（『清議報』94、95冊、『新民叢報』10号に再掲）は政府と人民の関係についての梁の認識の進展を示している。

33) 社会契約が歴史的事実として存在しないことをもってルソーの社会契約論を批判することは的外れな批判であって、社会契約論は立国の成立原理を述べたものであるという点について、梁は中江兆民の『理学沿革史』を翻訳することによって、1901年末の「盧梭学案（JEAN JACQUES ROUSSEAU）」（『清議報』97～100冊）で指摘したばかりであり、この「論政府与人民之権限」においてもそれを繰り返している。

ばないことを政府が任じ、個人の権利侵害には政府が抑制力を働かせることが政府の設立の目的であるとする。すなわち、

政府の義務はさまざまであるが、二つに要約することができる。一つは人民の自営力の及ばないところを援助し、二つ目は人民の自由権を侵害から防止することである³⁴⁾。

と、人民の（個人ではない）自由権保障を政府の義務とする。

政府の目的にもとづいて政府の権限はいかに決定されるのかということについて、梁は「政府の権限は人民の進化に反比例する」と人民の自営力の増大に応じて政府権限は縮小し、「今日の立憲国の政府はいわゆる「無為にして治まる」という統治を実現している」とも述べる。一方でJ・S・ミルの『自由論』の多数の専制論を参照しつつ、民権が発達して政党政治を実現している国家においても、議会で多数を占める政党が政府の権を握ることにより、政治は国民の多数の欲望にしたがって運営されてしまうならば、このような多数の専制は時には君主の専制よりも害が大きい。よっていかなる政体においても政府と人民の権限は明確にしておく必要がある、と述べる。

このように「論政府与人民之権限」は政府権力を人民の権利との関係によって制限することの正当化を主眼とする論説であり、そのために社会契約論にも言及し、また「政府と人民の権を限るとは、対等の立場にある政府と人民が互いにそれぞれの権限を定めるのであって、政府が人民に権を与えるのではない。政府が与えるのであれば政府が奪うこともできてしまう」と、政府権力の制限の重要性を繰り返し述べている。

確かにこの「論政府与人民之権限」において梁啓超は社会契約論に言及

34) 「論政府与人民之権限」

してはいるものの、議論の前提が政府と人民の統治契約論にもとづいているため、個人の前国家的権利の保障を目的として統治権力を制限するために権力の分立を必要とするという、自然法論にもとづく近代立憲主義の基本的考えが十分に表現されているというわけではない。さらに、政府の権限を憲法典に書き込むことこそが憲法制定の一つの目的であるという点の認識も欠いている。とはいえここに見てきたように、この論説では行法権（執行権）を掌握する政府の権限の制限が国民の幸福追求にとって死活的に重要であるという論点が十分に踏まえていることから見ても、「立憲法議」「論立法権」「論政府与人民之権限」という三つの論説が清末の政治言説の中で最も近代立憲主義の本質に迫る立憲政体観の表出として一つの段階を示しているとみなすことができる。

おわりに

1901年から1902年にかけての梁啓超の三つの政体論説を通してみることにより、この時期の梁啓超が基本法としての憲法を制定することの重要性を認識し、現在のところ君主が総覧する統治権を分割して立法権を人民に帰属させ、執行権を掌握する政府の権限を制限することの必要性を主張していることが理解されよう。

この後の梁啓超の立憲政体観は、君主無答責論によって大臣責任論の重要性について掘り下げ、さらに明治日本の‘予備立憲時代’の政党設立の経歴をたどることによって、立憲政治を実現する原動力は政府ではなく国民にあらねばならないと強調し、ついには「立憲政治はほかならぬ国民政治である」³⁵⁾というテーゼに到達して自ら政聞社なる政治結社を結成するにいたり、彼の立憲政体論は当時の政府や民間の論者のなかでも群を抜いた水準に達することになる。この間の経緯については、別の機会に論じる予定である。

35) 「政聞社宣言書」『政論』第1号、1907年10月7日

藤井：立憲主義者梁啓超の誕生

〔参 考 文 献〕

梁啓超の論説は

梁啓超『飲氷室文集点校』雲南教育出版社2001年

を用い、必要に応じて

『時務報』（中国近代期刊匯刊）中華書局1991年

『清議報』（中国近代期刊匯刊）中華書局1991年

『新民叢報』（中国近代期刊匯刊 第2輯）中華書局2008年）

を参照した。

その他の文献は脚注に記した。